

館山市週休2日制適用工事に関するQ&A

令和7年2月1日改正

Q 1 現場閉所する日の決まりはありますか。

A 1 現場閉所する日は、曜日指定等はなく、対象期間（現場着手日から現場完成日まで）において全ての月ごと（営繕工事は通期）で4週8休以上（現場閉所率28.5%）の現場閉所に向けて取組をしてください。

現場閉所予定日は、受発注者で協議してあらかじめ定めておいてください。

Q 2 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日の取扱いは。

A 2 事前に監督職員に連絡（電話やメールで可）をした場合、現場閉所日として扱います。

Q 3 現場閉所時における「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような場合が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q 4 計画していた現場閉所予定日に作業をした場合はどうすればいいですか。

A 4 規定はしていませんが、本制度の趣旨を理解いただき、振替閉所日を設定して対象期間内の4週8休が達成できるようにしてください。

Q 5 当初提出した工程表等に変更が生じた場合にはどうすればいいですか。

A 5 軽微な変更については、監督職員への事前連絡で対応すれば足ります。

大幅に変更するような場合には、再度工程表等を提出していただき、それをもとに現場閉所を実施してください。

Q 6 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日にカウントできますか。

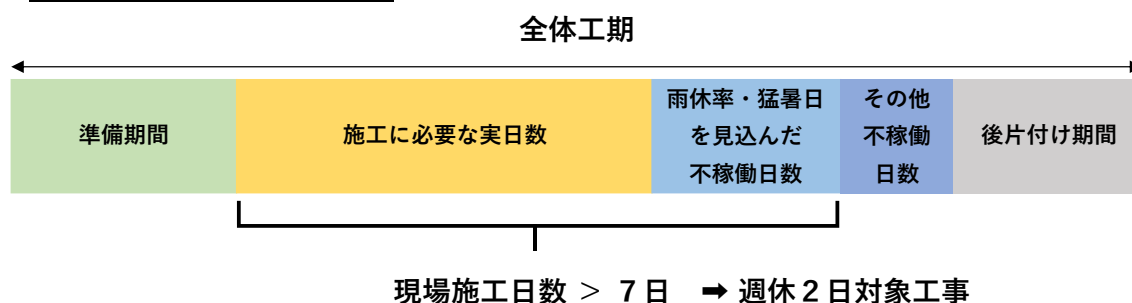
A 6 カウントできません。1日を通して現場閉所した場合のみ、現場閉所日にカウントします。

Q 7 週休2日制適用工事の対象外となる「現場施工が1週間未満の工事」とは、どのような意味ですか。

A 7 現場における「工事本体」の作業が1週間未満（不稼働日含む）の場合には、週休2日の取り組みがあまりにも短くなってしまうため対象外としています。

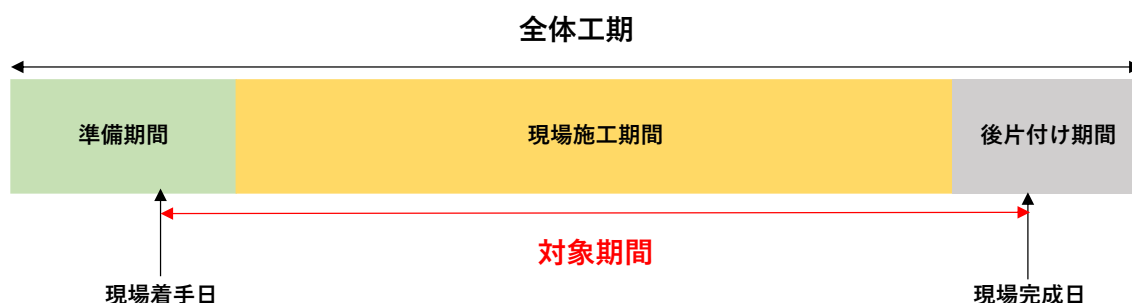
発注時点で明らかな場合には対象外としますが、契約後、受注者が工程表等を作成した時点で現場施工が1週間未満となった場合にも対象外として処理します。

週休2日の対象工事の考え方



※現場閉所日をカウントする「対象期間」は準備期間、後片付け期間を指し、この規定の「現場施工」とは考え方が異なりますので注意してください。

週休2日適用時の対象期間の考え方



Q 8 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 8 土日祝日を含めた雨休率を考慮した工期設定で発注しているため、週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。

ただし、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な事象が発生した場合や、工事事故等により現場が止まった場合などで、受注者の責によらない理由の場合には、工期の延伸について協議してください。

Q 9 施工途中で週休2日の達成が不可能となった場合等はどうすればいいですか。

A 9 達成できなかった工事についても、原則として現場完成日までは現場閉所日のカウントを行い、監督職員への報告も継続します。

ただし、不可能となった理由が災害や一時中止等に伴うものであれば、対象期間の変更等ができますので、受発注者で協議してください。

Q10 受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A 10 詳細は要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 発注者との工事工程等を共有し、現場着手前に監督職員と週休2日の取組方式と対象期間について協議
2. 現場閉所予定日（又は休日予定日）がわかる工程表等を**作成し、発注者へ提出**
3. 工事掲示板等に週休2日制適用工事である旨の掲示
4. 毎月、履行報告書へ現場閉所日数の記載＋チェックリストの提出
（この際、**発注者から**現場閉所の確認用に作業日報等の提示**を求められる場合があります**）